

ごあいさつ

小郡市では、平成 27 年度策定の「小郡市地域福祉計画」及び平成 28 年度に社会福祉協議会に策定していただいた「小郡市地域福祉活動計画」により、一人ひとりの人権を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指して、市民参画のもとに「支え合う」地域づくりを進めてきました。

しかしながら、福祉のニーズが多様化し、従来の高齢者や子育て中の人、障がいのある人といった、分野ごとに整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなってくる中、市民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、活躍できる『地域共生社会』の重要性は益々、高まっています。また、大規模な自然災害が頻発する中で、地域コミュニティの重要性が再認識されてきており、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

そこで、小郡市における地域福祉を推進する指針として「第 2 次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、市民の意見を十分に反映した、市民主体の計画となるよう策定を進めてきました。各種基礎調査や市民ワークショップをはじめ、公募の市民に多数参画していただいた地域福祉計画策定プロジェクト（小郡まちづくり一つながるプランおごおりー）を実施し、基本目標や重点的な取組等について、広く市民のみなさんにご意見をいただきながら、策定を進めてきました。また、その中で多く挙げられた意見やキーワードをもとに「だれもが『つながり』と『支え合い』のなかで、幸せを実現できるまちおごおり」という基本理念を掲げさせていただき、それぞれの目標達成に向けて施策を推進することとしています。

また、今回は本計画と小郡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の 2 つの計画について、協力して策定し、1 冊にまとめることで、市民と行政、社会福祉協議会の取組をよりわかりやすいものにしていきます。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「小郡市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関する市民意識調査や策定プロジェクト会議等を通じて、ご意見をいただきました関係機関や市民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月



小郡市長 加地 良光

ごあいさつ

近年、私達が暮らす社会は、生活に密着した様々な機器などの発達により「便利さ、豊かさ」が確保されてきている反面、核家族化、高齢者のみ世帯、生活困窮者世帯などの生活課題も複雑・多様化してきており、住民のつながりや支え合いの大切さが再認識されています。

本会では、第1次計画の考え方を踏まえ、公的制度・サービスだけでは解決が難しい問題に対し、小郡市と本会が共通の理念や目標を持ち、人や地域が抱える課題を人ごととしてではなく、自分のこととして捉え地域住民と一緒に地域福祉を推進していくことが重要と考えます。



小郡市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う民間の団体であり、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」に取り組むことを使命としています。この使命を果たすために、社会福祉協議会として実践していくべき取組や仕組みづくりを計画的・継続的に進めていけるよう「第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画」を策定しました。

小郡市が策定する「小郡市地域福祉計画」と合わせて車の両輪のように、充実した小郡市の地域福祉を目指すため、住民の皆様をはじめ行政、関係機関、事業所などと連携・協力しながら様々な取組を進めて参りますので、今後とも皆様のご参加とご協力をお願い致します。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご意見やご提言をいただきました「小郡市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、地域福祉に関する市民意識調査や策定プロジェクト会議にご参加・ご協力いただきました福祉関係者、住民の皆様にご心からお礼申し上げます、挨拶とさせていただきます。

令和2年3月

小郡市社会福祉協議会 会長 吉塚邦之

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 基本的な考え方	3
3 計画の位置づけ	9
4 計画の期間.....	10
5 計画の策定体制と方法.....	11
第2章 地域福祉を取りまく現状と課題のまとめ	13
1 社会の動き.....	14
2 小都市の状況	16
3 各種調査結果等の概要	24
4 策定プロジェクトの実施.....	35
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念.....	40
2 基本目標.....	41
3 重点的な取組	42
(1) 地域での福祉活動の担い手育成の推進	42
(2) 行政・地域間での積極的な情報共有の推進	44
(3) 困りごとに対し包括的に支援する体制の構築	45
4 施策の体系.....	47

第4章 施策の展開..... 49

1 いつでもどこでも相談できる仕組みづくり..... 50

取組の柱1-1 相談機能の強化

- 1 相談を包括的に受け止める体制を強化する..... 50
- 2 身近で気軽な相談支援をすすめる..... 52

取組の柱1-2 情報受発信の強化

- 1 サービスや支援の情報をわかりやすく伝える..... 54
- 2 住民への福祉教育や啓発をすすめる..... 56

2 みんなで地域を支える仕組みづくり..... 58

取組の柱2-1 担い手の育成

- 1 人材の育成を推進する..... 58
- 2 ボランティア活動の活性化を図る..... 60

取組の柱2-2 参加・参画機会の充実

- 1 地域での交流の場・活躍の場をつくる..... 62
- 2 協働による福祉の推進を行う..... 64

3 安全・安心に暮らせる仕組みづくり..... 66

取組の柱3-1 支援体制・福祉サービスの充実

- 1 福祉サービスの量や質の充実を図る..... 66
- 2 地域での見守りや助け合いをすすめる..... 68

取組の柱3-2 いのちを守る支援の充実

- 1 生活困窮者への支援を充実させる..... 70
- 2 複雑な課題を抱える人や、いのちを守る取組を支援する..... 72
- 3 災害に備えた取組をすすめる..... 74

第5章 計画の推進に向けて..... 77

資料編..... 81

※計画書内における漢字表記等の使い分けについて

「子ども」・「子供」

法律、条令、事業名等で「子供」表記がされている場合以外は、「子ども」表記としています。

「障がい」・「障害」

法律、条令、事業名等で「障害」表記がされている場合以外は、「障がい」表記としています。

「平成31年度」・「令和元年度」

平成31年時点（～2019年4月）の数値については、平成31年度表記としています。